

## 「世界遺産めぐり手帖」製作及び販売業務プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1. 業務の目的

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の12の構成資産及び周辺の関連遺産や観光地、食事処等を紹介した「世界遺産めぐり手帖（仮称）」（ガイドマップ及びスタンプ帳で構成）を製作し、旅行者等へ販売することにより、県内広域に点在する構成資産等の周遊促進と本県への再来訪意欲の喚起を図る。

### 2. 業務の概要

#### （1）業務の内容

別添「世界遺産めぐり手帖」製作及び販売業務委託仕様書（案）のとおり

#### （2）履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

#### （3）予算額

4,644,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3. 参加資格

（1）本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑧の全ての要件をみたしている業者とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

②過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。

※実績のない場合は、実績がある事業者との共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、長崎県観光連盟との契約の当事者は当該代表者とする。

③県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑤長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

⑥取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑦会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動

を行う者でないこと。

⑨国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

#### 4. プロポーザル実施の手続き

##### (1) スケジュール

項目	期日
① 実施要領等の公開	平成30年7月10日(火)
② 質問書の提出期限	平成30年7月13日(金) 15時必着
③ 質問に対する回答	平成30年7月17日(火)
④ 参加表明書の提出期限	平成30年7月18日(水) 15時必着
⑤ 企画提案書の提出期限	平成30年7月30日(月) 12時必着
⑥ 審査会(プレゼンテーション)	平成30年7月31日(火)

##### (2) お問い合わせ・提出先

担当窓口：(一社)長崎県観光連盟 情報推進部 中原 陽一  
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階  
電話：095-826-9407  
F A X：095-824-3087  
電子メール：nakahara@ngs-kenkanren.com

##### (3) 企画提案書作成等に関する質問の受付

###### ①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(様式1)によりFAX・E-mailにより受け付けます。
- ・送付先は(2)の担当窓口のとおり
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

###### ②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ「ながさき旅ネット」に公開する。

###### ③その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。  
説明会は実施しない。

##### (4) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、平成30年7月27日(金)15時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

###### ①提出する書類

プロポーザル参加表明書(様式2)

###### ②提出方法及び提出先

- (2)の担当窓口あてにFAX・E-mailにて提出すること。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

### ③提出期限

平成 30 年 7 月 18 日（水）15 時必着

### （5）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成ください。

①企画提案書は、別添の仕様書で求める提案内容を満たすこと。また、原則として A 4 サイズ、左綴じとし、以下の内容を記載すること。枚数に制限はありませんがカラー印刷としてください。

#### ア. コンセプトシート

「世界遺産巡り手帖（仮称）」の基本コンセプト及び規格（判型、綴じ方など）や具体的な台割を明記してください。

#### イ. 表紙のデザイン及び手帖のタイトル

#### ウ. 展開案（原稿・デザイン・レイアウト・編集） ※枚数制限なし

構成資産の一部である「大浦天主堂」や周辺にある観光スポット、グルメ、お土産などを紹介した内容。（アクセスマップも含む）

#### エ. 業務実績（同種業務）

32 頁以上の県内の観光や物産情報などの宣伝冊子の作製実績

#### オ. 業務実施体制

#### カ. 「世界遺産めぐり手帖」の販売計画及び販売価格の提示

②提案書の表紙には、宛名「（一社）長崎県観光連盟会長」、タイトル「世界遺産めぐり手帖」製作及び販売業務」、提出年月日、会社名を記載してください。

③企画提案書は 1 者 1 提案のみとします。

④企画提案書の提出部数は、5 部とします。

⑤見積書（様式任意）1 部

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は（一社）長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

⑥業務の実施体制に関する資料（企画提案書に含めること）

本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。また、全体責任者及び各業務の責任者については、年齢、役職を併せて記載すること。

⑦企業等の概要（企画提案書に含めること）

### （6）企画提案書の提出

①提出期限 平成 30 年 7 月 30 日（月）12 時まで（必着）

②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先 上記 4 - （2）の担当窓口

④提出物 企画提案書 7 部

見積書 1 部

## (7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- ②実施要領に反すると認められる場合。
- ③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

## 5. その他

- ①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなします。
- ⑥プロポーザル参加により、（一社）長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 6. 著作権

完成した「世界遺産めぐり手帖」のデータは、（一社）長崎県観光連盟に渡すものとし、原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は（一社）長崎県観光連盟と受託者で共同保有するものとする。

## 7. 受託候補者の選定

### (1) 審査方法

- ①企画提案書は、（一社）長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定します。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- ③プロポーザルへの参加者が1者であった場合は、技術点に対して7割以上を合格点とし、これを満たす者であれば採用とする。

### (2) プレゼンテーション審査

- ①日 時：平成30年7月31日（火）
- ②場 所： 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁内 313会議室
- ③その他 時間等の詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。
  - ・プロジェクター・スクリーンについてはこちらで準備する。
  - ・プレゼンテーションでの説明時間は1者あたり15分以内とする。
  - ・プレゼンテーション後、10分程度の質疑応答を行う。

- ・プレゼンテーションへの参加者は1者あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションへの参加、企画提案に要する費用は参加者負担する。
- ・見積金額が予算限度額を超えている場合は、審査の対象外とする。

### (3) 審査基準

審査は、提案された企画内容、デザイン等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この価格審査及び技術審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

#### ①技術審査

項 目	配点
ア. 基本コンセプト及び具体的な台割についての評価	20点
イ. 表紙のデザイン及びタイトルについての評価	10点
ウ. 展開案についての評価	20点
エ. 業務実績の評価	20点
オ. 業務実施体制の評価	10点
カ. 販売計画及び販売価格の評価	20点
技術審査 合計	100点

#### ②価格審査

○価格審査は50点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.08 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

(4) 選定結果は、速やかに文書で通知する。

## 8. 契約について

- (1) 上記7の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者で協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、(一社)長崎県観光連盟と協議して決定する。

## 9. 附則

この要領は、平成30年7月10日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。